

減ったごみの行方—札幌市新ごみルールの実例—

織田壮多

指導教官 大沼進

本研究は、平成 21 年 7 月に札幌市で導入された新ごみルールについて、新ルールによるごみの削減効果を定量的に詳細に捕捉することを目的とする。

札幌市の発表によると、新ごみルールが導入されてから 1 年間の間に全体で 41% のごみの削減効果があったとされる。だが、札幌市の公表データにはいくつかの問題点がある。

第一に削減効果をごみの収集区分単位でまとめていたことである。札幌市の発表では、例えば燃やせるごみや燃やせないごみといった収集区分ごとに削減効果を表記していた。

しかし、新ごみルール導入により一部のごみは収集方法が変化したため、収集区分の変更による効果と、不適正排出が改められたことによる効果が混在してしまっていた。

第二に札幌市では新ごみルール導入前後の一年間を削減効果の比較検討するための期間にしていた点である。新ごみルール導入直前には、各家庭にため込まれていたごみをまとめて排出するいわゆる「駆け込み排出」が多くみられた。「駆け込み排出」による影響を排除する必ため、新ごみルール導入前後のごみ排出量を独自にまとめ直した上で新ごみルール導入による削減効果を検討した。

具体的には、以下のデータを元に再分析を行った。まず、家庭ごみに含まれるごみの組成をまとめた『家庭系一般廃棄物組成調査業務』のデータを参照し、具体的にごみ品目ごとに排出量をまとめていった。その結果、まず、全体の削減量は約 91392 トンと推定された。これは、市の公表結果よりも約 20,000 トンほど少ない推計になる。しかし、市の公表した数値より少ないとはいえ大きな削減効果が認められたことに変わりはない。そこで、どのような品目が削減されたのかを調べたところ、削減効果にはごみ品目ごとに大きな偏りがあり「紙類」が約 45,000 トン(45.6%)、「布類」が約 12,000 トン(12%)、「生ごみ」が約 5,000 トン(5%)、「プラスチック類」が約 10,000 トン(10%)、で、この 4 品目の削減量が全体の削減量の 8 割以上を占めていた。

また、新ごみルール導入後にはごみの不適正排出率が減少したことが明らかになった。

つまり、新ごみルール導入によるごみの有料化が適正な資源の分別を促進することが明らかになった。

しかし、こうした不適正排出の改善だけでは削減量のすべてを説明することはできず、今後は集団資源回収やスーパー・コンビニ等の民間ルートでのごみの行方を追跡していく必要があるだろう。